

豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園
第2回質問に対する回答書

受付番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	公募要領	4	(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの	<p>指定管理料は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定されることとなっていますが、平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通達（総行経第38号）「指定管理者制度の運用について」の『8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。』とされており、3年間の債務負担行為の措置が講じられるのでしょうか。</p> <p>また、その場合、現在建設中のはちなん児童館（仮称）の事務費、事業費について、不確定であるので、指定管理料の考慮を頂けますか。</p>	<p>指定管理料は、基本協定に基づき各年度毎、その状況に応じた年度協定を結び決定をしているため、債務負担行為の措置は講じておりません。</p> <p>また、公募要領に記載の指定管理料は、はちなん児童館（仮称）の指定管理料も考慮した上での指定管理料の上限額になります。</p>
2	公募要領	4	(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの	<p>指定管理料の消費税及び地方消費税については、国税庁通達6-7-5法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定により、第一種社会福祉事業の児童養護施設である児童館については、非課税であると認識していますが、消費税及び地方消費税が含まれるのでしょうか。</p>	<p>児童館は、第二種社会福祉事業にあたる児童厚生施設です。消費税及び地方消費税（以下消費税等という）の取扱いは、念のため、国税庁へお訊ねください。</p> <p>また、年度協定により定める指定管理料には、消費税等が課税か非課税かにかかわらず、消費税等を含んでいると考えてください。</p>
3	公募要領	11	(5) 応募に係る提出書類等 ④提出書類	<p>提出書類に指定されていない、応募団体のパンフレットや既に指定管理者として管理運営を行っている児童館のおたより等を参考資料として提出して構わないのでしょうか。</p> <p>また、提出書類は原則としてA4判としていますが、印刷方法は、片面及び両面印刷のどちらでしょうか。</p>	<p>提出書類以外の資料は、提出していただいて構いませんが、選定の際、考慮はされません。</p> <p>また、提出書類の印刷は、片面でも両面でもどちらでも構いません。</p>
4	公募要領（別紙3）	1	別紙3 豊川市児童館及び交通児童遊園収支状況	<p>現指定管理者でお働きの職員をスムーズに引き継ぐため、人件費の内訳及び雇用条件等をできる限りお教えいただけませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤、非常勤別の給与及び手当、賞与 ・勤務時間及び休日（有給休暇、特別休暇等） 	<p>現指定管理者の従業員である児童館等職員の給与等は、指定管理者の運営方針や考え方によるもので、回答は控えさせていただきます。</p> <p>また、人件費の内訳及び雇用条件は、各種法令に基づき、各社創意工夫をして行っていただくものですので、現指定管理者の内容については明示しません。</p>
5	その他			<p>説明会で依頼いたしました、平成22年度の各児童館における「おたより」を開示いただけませんか。</p>	<p>公募説明会に参加されました団体様に、各「児童館だより」を送付します。</p>
6	その他			<p>既に行われております第1回質問と回答について、お教えいただけませんか。</p>	<p>質問はありませんでした。</p>